



福岡医発第 2327 号 (総)

平成 18 年 3 月 31 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



「寄付に関する基準」改定について

標題の件、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会九州支部より、学会・研究会等団体からの医療用医薬品製造販売業に対する寄付要請について、その基準が改定された旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

「寄附に関する基準」改定のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は医療用医薬品製造販売業公正取引協議会にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当協議会では、寄附に関する基準を改定し、公正取引委員会に届出を致しましたので、
ご案内申し上げます。

つきましては是非ともご理解を頂き、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬白

記

1. 改定の背景

学会・研究会等団体から当業界に対する寄附要請内容の変化や、公益目的の寄附を取り巻く社会状況の変化は著しいものがあり、現行の寄附に関する規約の考え方では対応しきれなくなってきました。このような環境変化に対応できるよう寄附の考え方を整理し、新たに「寄附に関する基準」を策定しました。

2. 学会等の会合に関係する主な改定点

- ①学会等の会合開催に際しての個人費用にあたる部分には寄附できません。
- ②学会等の会合開催費用の寄附要請にあたっては、自己資金が過半を占めるようお願いいたします。
- ③寄附金受入口座は公益法人等だけでなく学会等にも設けていただきますようお願いいたします。

3. 施行日

平成18年7月1日

4. 本件に関する問合せ先

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会九州支部

TEL 092-451-3108

FAX 092-451-3109

1. 原則

(1) 寄附の規約上の考え方

一般的に「寄附」とは、取引に関係なく無償で金品を提供することをいい、取引誘引の手段として行われる景品類の提供とは結びつかないものです。

しかし、当業界における大部分の寄附の要請は、医療担当者から医薬情報担当者になされるため、医療用医薬品の取引（採用・購入・処方）に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、寄附が医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段に使われないよう、規約で「寄附に関する基準」として定め、運用することにしました。

(2) 取引に附随しない寄附金

ここにお示しする寄附金は、医療担当者が関与しないか、または関与したとしても、医療用医薬品の取引を前提として拠出するものではありませんので、規約で制限されません。

1) 広く社会一般から認められる寄附金

2) 災害等に際しての寄附金

3) 公益法人の事業目的を遂行する寄附金

4) 医療担当者等が関与しない寄附金、等

2. 医療機関等および医療担当者等に対する寄附金

(1) 拠出が制限される寄附金

ここにお示しする寄附金は、当協議会の規約で会員会社が拠出することを禁止しているものです。もし仮に当協議会の会員会社が以下の寄附金を拠出した場合には、拠出した当協議会会員会社が規約違反を問われることになります。

1) 費用の肩代わりとなる寄附金

2) 通常の医療業務に対する寄附金

3) 寄附者側の利益が約束されている寄附金

4) 社会通念を超えて過大となる寄附金

5) 割当て・強制となる寄附金

(2) 拠出が制限されない寄附金

ここにお示しする寄附金は、医療用医薬品の取引に関連して拠出しても、それぞれの項で定めている手続（要件）を充たせば規約違反を問われません。

1) 研究活動に対する寄附金

大学や法令上研究機能を有する病院など、研究を事業としている病院の研究活動に対して援助することができます。

2) 講演会活動に対する寄附金

医学・薬学の研究活動を行う地域の中核病院などが、その成果を近隣の医療機関に所属する医師等に行う講演会や、地域の住民等への病気の予防や公衆衛生の向上などを目的として行う講演会に援助することができます。

3. 団体に対する寄附金

この項は、別に定める「団体性の判断基準」により医療機関等および医療担当者等とは別個の団体と認められた団体に対する寄附金を定めています。

(1) 拠出に際しての考え方・手続

募金趣意書等を事前に入手し、団体の活動内容や活動資金（適正な会費、など）等により、その団体が適正に運営されていることを確認することとしています。

- 学会等の会合に際し、参加する当該団体の会員の旅費や懇親会費用など、参加する会員個人が自ら負担すべき費用は、寄附金で援助できません。
- 学会等の会合開催費用は、主催者である学会等が会員の会費で自主運営をすべきものと認識しております。したがって、学会等の自己資金が会合開催費用の過半を占めることが、団体が適正に運営されていることになると考えています。

(2) 拠出が制限される寄附金

医療機関等および医療担当者等とは別個の団体と認められた団体に対する寄附金であっても、その寄附金に参加する会員個人の費用として使われる場合、例えば、参加する会員の旅費や懇親会費用に充てられる場合には、拠出した当協議会会員会社が規約違反を問われることとなります。

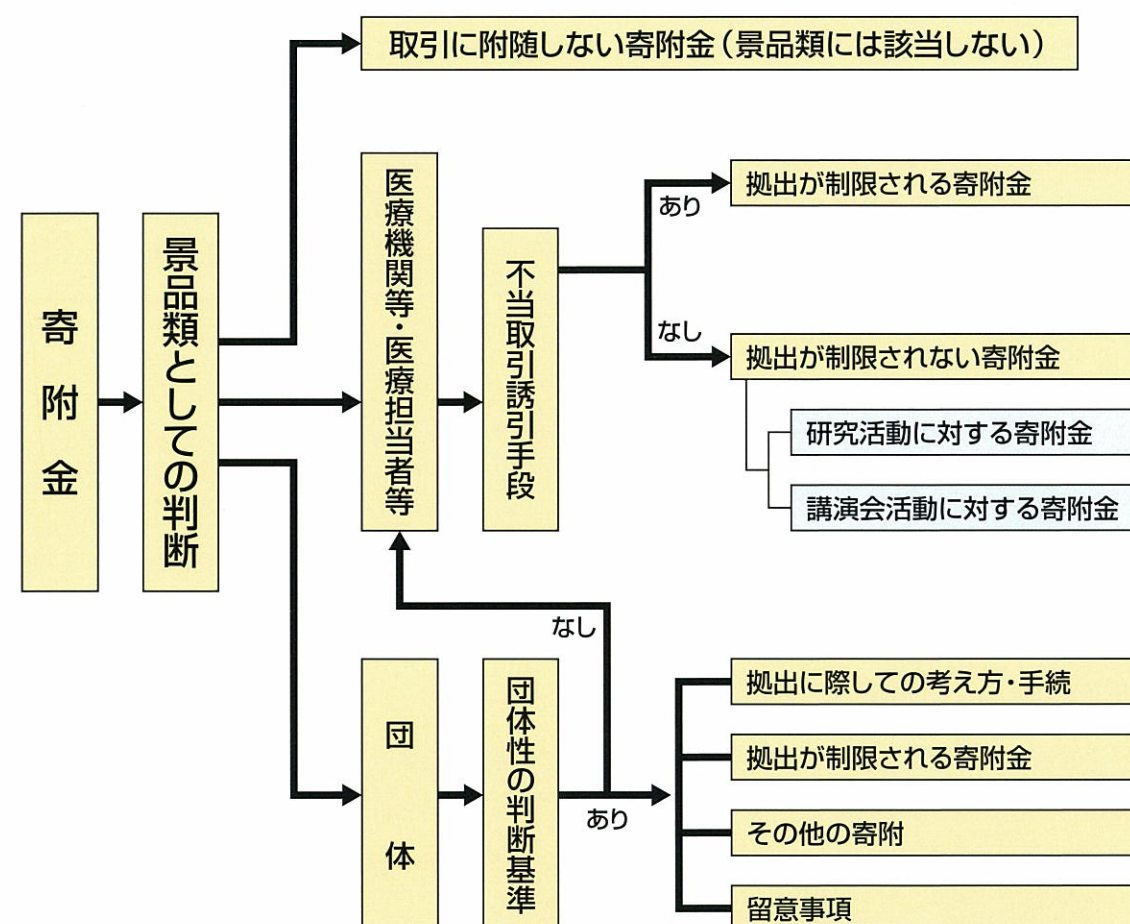
(3) その他の寄附

学会会合に際しての手伝いや、賛助会費としての援助などは、定めている手続を充たすことにより、実施できます。

(4) 留意事項

学会等の寄附金募集に際し、財団法人等の公益法人を受入窓口とする場合がありますが、学会等に直接寄附しようとする当協議会会員会社のために、学会等にも受け入れる口座を設けていただきますようお願いいたします。

「寄附に関する基準」の構成



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2
シオノギ本町共同ビル4階
TEL 03-3669-5357(代表)
URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

「寄附に関する基準」の概要

はじめに

平素は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会の運営する公正競争規約にご理解をいただきありがとうございます。

当協議会は、医療用医薬品の販売に附随して提供する景品類において、当業界の正常な商慣習に照らして不当な景品類の提供とならないよう公正競争規約（以下、「規約」という。）を定めて運用してまいりました。

しかし、昨今の国立大学の法人化など社会環境の変化が著しく、これまでの規約運用では対応できなくなってきました。

特に寄附金に関しましては、早急な見直しが必要となり、「寄附に関する基準」として整理しましたのでその概要をご紹介します。

注意：本リーフは「寄附に関する基準」の主な内容およびご理解いただきたい点を記載したものであり、全体を網羅したものではありません。

学会等の会合開催に際しての 個人費用にあたる部分には寄附できません

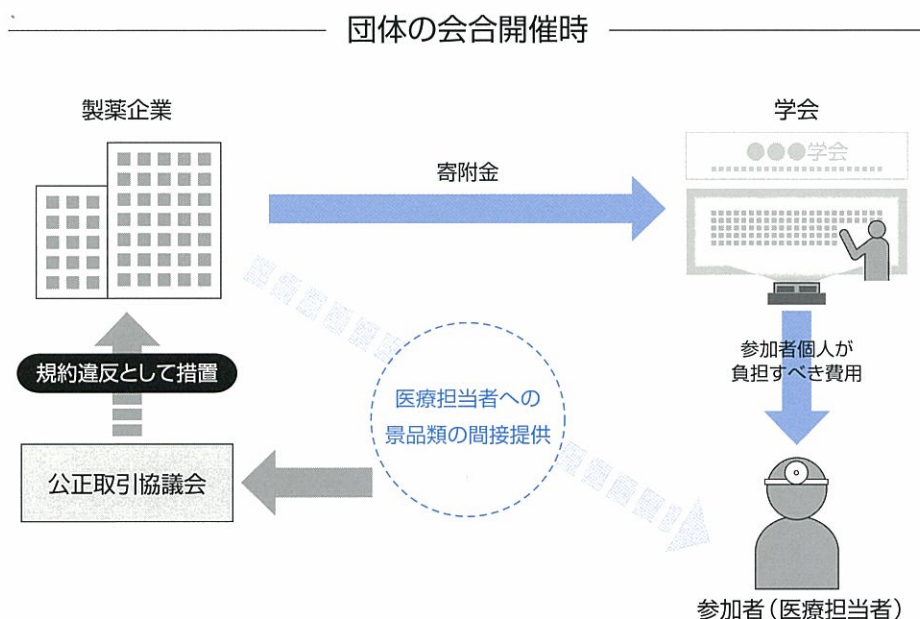
学会等の会合を開催する際の費用は、会場費、印刷費、機材費など会員が共同で支払う費用（会合開催費用）と、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代など本来参加する会員個人が負担する費用（個人費用）に分けることができます。

規約では医療担当者の個人費用の肩代わりを禁止していることから、製薬企業は参加者個人が負担すべき費用を寄附金で援助することはできません。形式的には団体に対する寄附金として拠出しても、その寄附金が参加者の個人費用にあてられると、間接提供として製薬企業が規約違反となります。

以上のことから、当協議会では、製薬企業が学会等の団体に寄附できる対象を会合開催費用の不足分に限定させていただき、個人費用には寄附できないことといたしました。

つきましては、会合開催に際して寄附を要請する場合には、会合開催費用と個人費用が分かるように、収支予算は細目（明細）を記載していただくようお願いいたします。

なお、会終了後、速やかに決算報告書を寄附金拠出企業にご提出ください。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357 (代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

学会等の会合開催費用の寄附要請にあたっては、 自己資金が過半を占めるようお願いいたします

一般に、学会等の会合開催は、主催者である学会等が会員の会費で運営するもので、そのためには企画・活動に見合った会費を徴収するものと認識されております。

しかし、何らかの事由により会員からの会費だけでは開催が困難である場合、製薬企業は寄附金の要請を受けることがあります。その場合に、製薬企業が寄附に応じる理由は医学・薬学の発展に寄与するなど、社会貢献活動の一環として考えているからです。このような場合であっても学会等の団体の主体的運営の観点から自己資金が会合開催費用の過半を占めるべきと考えています。

医学・薬学以外の学会等では、会合開催費用を原則として自己資金で賄っているのが実態ですので、少なくとも会合開催費用に占める自己資金の割合を50%超としていただきますようお願いいたします。

注：・会合開催費用とは、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代など参加者個人が自己の費用として負担すべき費用（個人費用）を除いた会場費、印刷費、機材費など会合開催に必要な費用をいいます。

・自己資金とは、会費、繰越金、上部団体等の補助金等を行い、広告料、展示料等のその他資金も含まれます。（寄附金以外の資金をいいます）



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357(代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

寄附金受入口座は公益法人等だけでなく 学会等にも設けていただきますようお願いいたします

最近、学会等の会合開催に際し、公益法人等を介し製薬企業に寄附を要請・受け入れる場合が多く見られます。

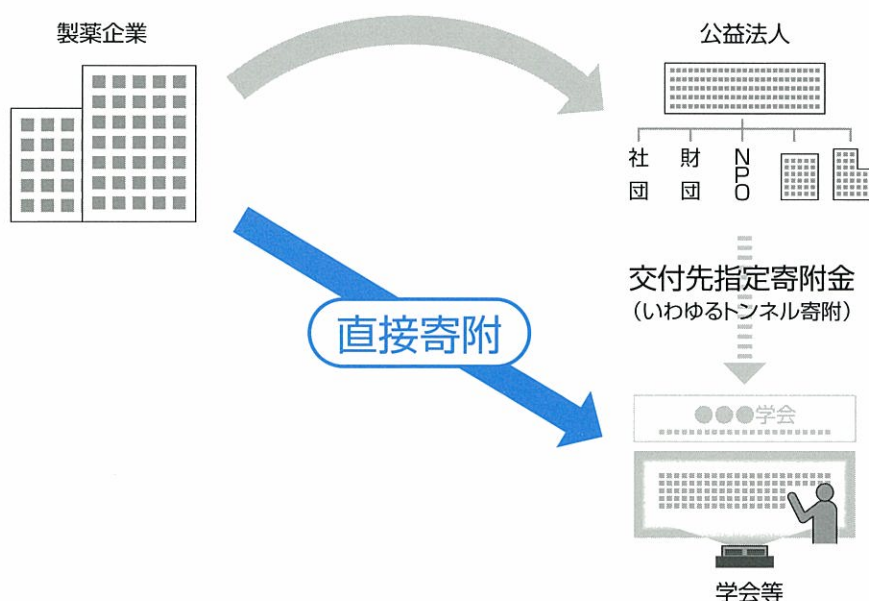
公益法人が寄附受入窓口となっている場合には、以下の手順を踏むことがあります。

- ・学会等の会長より当該学会等の開催に際し公益法人等に援助を求め、
- ・当該公益法人がそれに応じるために当該公益法人名義の口座で寄附金を集め、
- ・当該公益法人から当該学会等へ助成する。

これらは、公益法人の自主的事業ではなく、学会等の要請により寄附金の受入のみを担当する公益法人の行為（交付先指定寄附金）であり、公益法人の主務官庁から不適切とされています。

その理由は、公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とするものなので、特定の者の利益に寄与するおそれが強い「自己の意思決定過程を拘束する寄附」や「具体的な助成先を指定した寄附」等を受け入れるべきでない、とされていることによります。また、場合によっては当該公益法人の税務上の問題も考えられます。

つきましては、寄附金受入窓口が公益法人である場合には、学会等に直接寄附しようとする製薬企業のために、寄附金振込口座を学会等にも設けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357 (代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

収支予算書（例）

第〇回 〇〇学会（研究会）収支予算書

＜収入の部＞

自己資金	
前回繰越金	××××
会費（単価×人数）	××××
〇〇補助金…学会、同門会など	××××
共催セミナー開催費	××××
広告収入	××××
展示収入	××××
懇親会会費（単価×人数）※	××××
寄付金	××××
収 入 計	×××××

＜支出の部＞

会場費（〇会場×〇日）	××××
会場運営費	
設営費	××××
器材費	××××
看板代	××××
人件費（単価×人数）	××××
プログラム・抄録作成費	××××
準備費	
（交通費・消耗品費・雑費）	××××
世話人会費（〇人分）	××××
講師謝礼（〇人分）	××××
講師旅費宿泊費（〇人分）	××××
通信費	××××
懇親会費用（単価×人数）※	××××
業務委託費	××××
次回繰越金	××××
支 出 計	×××××

※ 《寄附の対象外となる費用》

懇親会費、参加者の交通費、宿泊費、食事代等（役割者を除く）は、本来会員が負担すべき個人費用と考えられ、寄附の対象外となります。

***** お願い *****

- 1) 収支の合計を一致させて下さい。
- 2) 相応の自己資金（会費収入、補助金等）を準備願います。
- 3) 寄付金額は募集要領の募金金額と一致させて下さい。
- 4) 広告については、媒体作成費・印刷費の範囲内で募集願います。
- 5) 会終了後収支報告書、事業報告書を寄付金拠出会社にお送り下さい。

学会・研究会等の「寄附に関する基準」の主な改定点

【改定の背景】

学会・研究会等の団体から当業界に対する寄附要請内容の変化や、公益目的の寄附を取り巻く社会状況の変化は著しいものがあり、現行の寄附に関する規約の考え方では対応しきれなくなってきました。このような環境変化に対応できるよう寄附の考え方を整理し、新たに「寄附に関する基準」を策定しました。学会等の会合に関係する主な改定は下記の通りです。

- ① 学会等の会合に際し、参加する会員の個人費用となる懇親会費用や旅費などは、寄附金で援助できません。
- ② 学会等の会合開催費用に占める寄附比率は、50%未満とさせていただきます。
- ③ 寄附金受け入れ口座は公益法人だけでなく、学会等にも設けていただきますようお願いいたします。

【施行日】平成18年7月1日

(参考) 学会等会合に対する寄附要請時の必要資料

1. 趣意書：学会・研究会等の名称、公印、代表責任者、募金の趣旨、会期・場所、参加予定人員、プログラム（予定でも可）
2. 募金要領：収支予算書、振込先・締切り年月日等
3. 会則：目的、事業、会員・役員、会計規定等
(会費徴収規定がない場合は原則として団体と認められません)
4. 活動報告書：直近の活動内容等
5. 前回の決算報告書

※寄附依頼時の資料は社内手続きの都合上、少なくとも開催日前6ヶ月程度の余裕を持ちご提示頂きますようお願い致します。

※尚、会終了後に決算報告書を寄附金拠出会社にお送りください。

※問い合わせ先

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会九州支部 Tel 092-451-3108

(6月1日以降は事務所変更のため医薬情報担当者を通してお尋ね下さい)